

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

教育委員会規則

○公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則	第4号	(教職員課)	2
○博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	第5号	(生涯学習課)	3
○愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則	第6号	(高等学校教育課)	4
○愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	第7号	(特別支援教育課)	5

告示

○愛知芸術文化センターの使用料の細目料金の一部改正	第139号	(文化芸術課)	5
○愛知県青い鳥医療療育センター等の使用料の額の一部改正	第140号	(障害福祉課)	5
○愛知県医療療育総合センターの使用料の額の一部改正	第141号	(同)	5
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定	第142号	(生活衛生課)	6
○愛知県衛生研究所及び愛知県各保健所における手数料の細目料金の一部改正	第143号	(同)	6
○ヨーネ病検査等の実施	第144号	(畜産課)	6
○道路の区域の変更	第145号	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	第146号	(同)	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	第147号	(砂防課)	8
○都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画公園事業3・3・331号砂子防災公園)	第148号	(公園緑地課)	8
○令和5年度における愛知県名古屋飛行場条例別表第2備考第1号ニの駐車場の混雑が予想される期間として知事が定める期間	第149号	(航空空港課)	9

病院事業庁告示

○県立病院における使用料の細目料金の一部改正	第5号	(経営課)	9
------------------------	-----	-------	---

選挙管理委員会告示

○愛知県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程	第21号	(選挙管理委員会事務局)	9
○愛知県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	第22号	(同)	26

海区漁業調整委員会告示

○角建網漁業、つば網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する指示	第2号	(海区漁業調整委員会)	28
○愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程	第3号	(同)	28
○愛知海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	第4号	(同)	45

内水面漁場管理委員会告示

○こいの放流等に関する指示	第1号 (内水面漁場管理委員会)	47
○令和5年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量	第2号 (同)	47
○愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程	第3号 (同)	48
○愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	第4号 (同)	65

公 告

○県営土地改良事業の工事完了	(農地計画課)	67
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (知多新南土地区画整理組合)	(都市整備課)	67
○土地区画整理組合の解散認可 (東郷和合知々釜土地区画整理組合)	(同)	67
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	68

教育委員会規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。
令和五年三月二十四日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第四号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則
(公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「若しくは」を「及び」に改め、「又は公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則(昭和三十二年愛知県教育委員会規則第三号)」を削る。

第二条の四第二項第二号中「附則第十八項」を「附則第三項」に改め、同項第三号中「附則第十九項」を「附則第四項」に改め、同項第四号中「附則第二十項」を「附則第五項」に改め、同項第五号中「附則第二十四項」を「附則第九項」に改め、同項第六号中「附則第二十九項」を「附則第十項」に改める。

第二条の五第二項中「十年」を「十五年」に改める。

第三条第二号中「附則第七項」を「附則第十八項」に改める。

附則第一項ただし書を削る。

附則中第二項から第十七項までを削り、第十八項を第二項とし、附則に次の六項を加える。

- 3 当分の間、条例第五条第一項に規定する二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者が愛知県教育委員会が認めたもの及び同項に規定する二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者に対する第二条の五の規定の適用については、同条第一項中「定年」とあるのは、「六十歳」とする。
- 4 当分の間、条例第五条第一項に規定する者に対する第二条の五の規定の適用については、同条第二項中「退職の日において定められているその者に係る定年から十五年」とあるのは、「五十歳」とする。
- 5 当分の間、条例第五条第一項に規定する公務上の傷病又は死亡により退職した者及び第二条の二第一

項に規定する者が六十歳に達する日前に退職したときにおける第二条の五及び第二条の七の規定の適用については、第二条の五第三項中「百分の二」とあるのは、「六十歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

6 当分の間、条例第五条第一項に規定する公務上の傷病又は死亡により退職した者及び第二条の二第一項に規定する者が六十歳に達した日以後に退職したときにおける第二条の五及び第二条の七の規定の適用については、第二条の五第三項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

7 当分の間、条例附則第二十項の規定により読み替えて適用する条例附則第十九項各号に規定する愛知県教育委員会規則で定める割合は、百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合とする。

8 条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額には、職員の給与に関する条例附則第九項、第十一項、第十三項又は第十四項の規定による給料の額を含むものとする。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則の廃止)

第二条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定により退職手当の支給を受ける職員の範囲を定める規則(昭和三十二年愛知県教育委員会規則第三号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第五号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和三十七年愛知県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第十六条」を「第二十二條」に「基き」を「基づき」に改め、「(以下「登録」という。)」を削り、「規定することを目的」を「定めるもの」に改める。

第二条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「の様式は、次」を「は、様式第一号」に改め、各号を削る。

第三条中「第十二条」を「第十四条第一項」に、「様式第三号」を「様式第二号のとおり」に改める。

第四条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「様式第四号」を「様式第三号」に改める。

第五条中「第十五条」を「第二十条第一項」に、「様式第五号」を「様式第四号」に改め、「すみやかに」を削る。

第六条を次のように改める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

様式第一号中
 「設置者」を「地
 所」に、
 「第11条」を「第12条」に改め、

(添付書類)

- 1 設置条例の写し
- 2 館則の写し
- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の図面（それぞれの面積を記載すること。）

- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類
- 5 博物館資料の目録
- 6 館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

を削る。

様式第二号を削る。

様式第三号中
 「設置者の名称及び所在地」を「設置者の名称及び住所」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第四号中
 「設置者」を「地
 所」に、
 「に変更を生じました」を「に変更します」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第五号中
 「設置者」を「地
 所」に改め、同様式を様式第四号とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第六号

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校学則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 あいち県民の日条例（令和四年愛知県条例第五十号）第二条第一項に規定する期間において愛知県教育委員会が定める日

別表愛知県立旭丘高等学校の項及び愛知県立瑞陵高等学校の項を次のように改める。

愛知県立旭丘高等学校	全日制課程	普通科	三六〇
		美術科	四〇
愛知県立瑞陵高等学校	全日制課程	普通科	一八〇
		食物科	四〇
		理科	四〇

別表愛知県立愛知総合工科高等学校の項中「先端技術科」を「先端技術科 一〇」に改める。
「先端技術科」を「先端技術科 一〇」に改める。
「先端技術科」を「先端技術科 一〇」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第七号

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 あいち県民の日条例（令和四年愛知県条例第五十号）第二条第一項に規定する期間において愛知県教育委員会が定める日

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

愛知県告示第139号

平成9年愛知県告示第265号（愛知芸術文化センターの使用料の細目料金）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 ホール及びリハーサル室附属設備使用料の表中「^{びょうぶ}金屏風及び^{びょうぶ}銀屏風」を「^{びょうぶ}屏風」に改める。

愛知県告示第140号

平成30年愛知県告示第401号（愛知県青い鳥医療療育センター等の使用料の額）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

第2項第2号ア(ア)中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同号イ(ア)及びウ(ア)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

愛知県告示第141号

平成31年愛知県告示第6号（愛知県医療療育総合センターの使用料の額）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

第1項の表中

予防接種料	診療報酬の算定方法の規定に準じて算定した額を1.0392で除して得た額（診療報酬の算定方法の規定に定めのない薬剤を使用した場合は、その額と使用薬剤の購入金額を合算した額）に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数金額は、切り捨てる。）。ただし、市町村との委託契約に係るものについては、その契約額とする。			を
予防接種料	診療報酬の算定方法の規定に準じて算定した額を1.0392で除して得た額（診療報酬の算定方法の規定に定めのない薬剤を使用した場合は、その額と使用薬剤の購入金額を合算した額）に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数金額は、切り捨てる。）。ただし、市町村との委託契約に係るものについては、その契約額とする。			に
遺伝カウンセリング料	初回の場合	1件につき	11,000円	
	2回目以降の場合	1件につき	5,500円	
ヒト遺伝子単一エクソン解析検査料	検査箇所数が1である場合	1人1件につき	16,870円	
	検査箇所数が2である場合	1人1件につき	28,970円	

改める。

第2項第2号ア(ア)中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同号イ(ア)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

愛知県告示第142号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和5年4月1日から施行する。

なお、令和4年愛知県告示第92号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和5年3月31日限り廃止する。
令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

12歳以上の者	6歳以上12歳未満の者	6歳未満の者
500円	180円	100円

備考 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和47年愛知県条例第7号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、この統制額は適用しない。

愛知県告示第143号

平成9年愛知県告示第270号（愛知県衛生研究所及び愛知県各保健所における手数料の細目料金）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県衛生研究所及び愛知県各保健所における手数料の細目料金の表診療手数料の項中「1,120」を「1,130」に、「1,800」を「1,820」に改める。

愛知県告示第144号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ヨーネ病検査、オーエスキー病検査、牛の伝達性海綿状脳症検査、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、蜜蜂腐蛆病検査、豚熱検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、アカバネ病検査、ブルセラ症検査並びに結核検査を次のように実施する。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

1 実施の目的

ヨーネ病、オーエスキー病、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、蜜蜂腐蛆病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ並びに低病原性鳥インフルエンザの発生予防並びにアカバネ病、ブルセラ症及び結核の発生予察

2 実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

検査の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病検査	名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、半田市の一部、春日井市、安城市、西尾市の一部、常滑市、新城市、知多市、知立市、日進市、みよし市、長久手町、愛知郡、知多郡南知多町、額田郡及び北設楽郡の区域 上欄の区域を除く愛知県全域	(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 (2) (1)の牛と同居し、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 (3) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において当該区域を所管する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）別表第1による検査の方法
オーエスキュー病検査	愛知県全域	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	同	ラテックス凝集反応、エライザ法による検査及び中和試験
牛の伝達性海綿状脳症検査	同	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間	家畜伝染病予防法施行規則別表第1による検査の方法
めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査	同	月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体	同	同
蜜蜂腐蛆病検査	同	蜜蜂（反復利用が可能な蜂房を利用しないで飼育されているものを除く。）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において当該区域を所管する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日	臨床検査、細菌学的検査、ミルケテスト及びPCR検査
豚熱検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし	同	臨床検査、エライザ法による検査、中和試験及びPCR検査
高病原性鳥インフルエンザ検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん（原則として飼養羽数100羽以上（だちょうについては、10羽以上）の家きん農場で飼養する家きん）	同	臨床検査、エライザ法による検査、寒天ゲル内沈降反応及びウイルス分離検査
低病原性鳥インフルエンザ検査	同	同	同	同
アカバネ病検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める未越夏牛	同	中和試験
ブルセラ症検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	同	臨床検査、エライザ法による検査、剖検、病理組織検査及び細菌学的検査
結核検査	同	同	同	臨床検査、ツベルクリン検査、剖検及び病理組織検査

3 その他

家畜伝染病予防法第5条第1項に基づくヨーネ病検査、牛の伝達性海綿状脳症検査、蜜蜂腐蛆病検査、ブルセラ症検査及び結核検査については、愛知県手数料条例（平成12年愛知県条例第20号）第3条の規定に基づく手数料を徴収する。

愛知県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和5年3月25日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
一般国道	247号	旧	半田市州の崎町2番128地先から高浜市青木町1丁目3番5地先まで	m 19.9～43.9	km 0.548
		新	同	29.9～56.9	同
県道	奥田内福寺南知多線	旧	知多郡南知多町大字内海字内田68番1地先から同大字山海字芋生107番63地先まで 知多郡美浜町大字古布字善切36番4地先から同南知多町大字山海字芋生107番63地先まで	A 1.8～36.5 B 11.0～50.2	2.087 1.848
		新	知多郡南知多町大字内海字内田68番1地先から同大字山海字芋生107番63地先まで	A 1.8～36.5 C 7.0～50.2	2.087 2.362

備考 A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	247号	半田市州の崎町2番128地先から高浜市青木町1丁目3番5地先まで	令和5年3月25日
県道	奥田内福寺南知多線	知多郡美浜町大字古布字善切36番4地先から同大字豊丘字元林20番7地先まで	

愛知県告示第147号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

豊田市新盛町小守岩区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市	町	字	地番	標柱番号
豊田	新盛	梅ヶ久古	3-2	1号
同	同	同	16	2号
同	同	日向	18-4	3号
同	同	開サ	18	4号
同	同	同	12-3	5号
同	同	小守岩	14-17	6号
同	同	同	10-3	7号
同	同	同	18-3地先の道路敷	8号
同	同	同	18-3	9号
同	同	同	16	10号
同	同	開サ	4-4	11号
同	同	内ノ入	5	12号
同	同	同	9	13号
同	同	同	13-1	14号
同	同	梅ヶ久古	11	15号
同	同	同	13	16号
同	同	日向	11-4	17号

愛知県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
大治町	名古屋都市計画公園事業3・3・331号砂子防災公園	平成30年3月9日から令和9年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	大治町役場

愛知県告示第149号

令和5年度における愛知県名古屋飛行場条例（平成16年愛知県条例第44号）別表第2備考第1号ニの駐車場（あいち航空ミュージアムの駐車場を除く。）の混雑が予想される期間として知事が定める期間を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

令和5年5月6日及び同月7日、同年8月10日から同月12日まで及び同月16日から同月20日まで、同年12月28日並びに令和6年1月4日から同月8日まで

病院事業庁告示

愛知県病院事業庁告示第5号

平成31年愛知県病院事業庁告示第5号（県立病院における使用料の細目料金）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 高橋 隆

県立病院における使用料の細目料金の表中「10,110円」を「15,310円」に、「11,120円」を「16,840円」に、「ポンペ病及び重症複合免疫不全症に係る新生児マスキリーニング検査料」を「拡大新生児マスキリーニング検査料」に、「8,560円」を「9,620円」に改める。

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第21号

愛知県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

愛知県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、愛知県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿の様式）

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1のとおりとする。

（開示請求書の様式）

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、様式第2のとおりとする。

（開示決定通知書等の様式）

第4条 法第82条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第76条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第3

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第4

2 法第82条第2項に規定する書面は、様式第5のとおりとする。

（決定期間延長通知書の様式）

第5条 法第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項に規定する書面は、様式第6のとおりとする。

（開示請求に係る決定期間特例通知書の様式）

第6条 法第84条に規定する書面は、様式第7のとおりとする。

(事案の移送の様式)

第7条 法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送は、様式第8により行うものとする。

2 法第85条第1項及び第96条第1項に規定する書面は、様式第9のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知書等の様式)

第8条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第10のとおりとする。

2 法第86条第2項に規定する書面は、様式第10のとおりとする。

3 法第86条第3項(法第107条第1項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第11のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施)

第9条 法第87条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書(法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき1部とする。

2 法第87条第1項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、委員会は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法とする。

(1) 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

イ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第10条 令第26条第1項に規定する書面は、様式第12のとおりとする。

(費用の負担)

第11条 条例第4条第2項の県の機関等の規程で定めるものは、第9条第3項第2号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

(訂正請求書の様式)

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、様式第13のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第13条 法第93条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第90条第1項の規定による訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第14

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第15

2 法第93条第2項に規定する書面は、様式第16のとおりとする。

(訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第14条 法第95条及び第103条に規定する書面は、様式第17のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

第15条 法第97条に規定する書面(情報提供等記録(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第23条第1項及び第2項(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された同法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。)は、様式第18のとおりとする。

(利用停止請求書の様式)

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、様式第19のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第17条 法第101条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第98条第1項の規定による利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第20

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第21

2 法第101条第2項に規定する書面は、様式第22のとおりとする。

(口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報)

第18条 委員会は、条例第5条第1項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を愛知県公報に登載するものとする。

(口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類)

第19条 条例第5条第1項の規定による閲覧の求めをする者は、委員会に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類
(諮問の通知の様式)

第20条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、様式第23により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(愛知県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 愛知県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年愛知県選挙管理委員会告示第11号)は、廃止する。

様式第1 (第2条関係) 個人情報ファイル簿 (表)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

(裏)

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニユアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

様式第2 (第3条関係)

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所 (居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

次の欄は、記入する必要がありません。

連絡先	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 注2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であつて、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必須です。
 注3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□に印を付してください。
 注4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対してに限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

愛知県選挙管理委員会 殿

氏 名 _____
 郵便番号 _____
 住所 (居所) _____
 電話番号 _____

個人情報保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
開示請求をする保有個人情報の内容	
※ 開示の実施の方法等 [この欄の記載は任意です。]	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> <実施の希望日> 年 月 日 2 写しの送付を希望する。

(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)
 個人番号カード
 在留カード又は特別永住者証明書
 その他 ()
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

様式第3 (第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

- 開示請求のあった保有個人情報の内容
(行政文書の名称：)
- 開示する保有個人情報の利用目的
- 開示の実施の方法等
 - 開示の実施の方法等
 - 開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで
(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
 - 開示の実施に要する費用の額
写しの作成に要する費用 円
写しの送付に要する費用 円分
- 連絡先

電話	内線
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。	
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県に対してこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。(この訴訟において愛知県を被告とする者は、愛知県選挙管理委員会となります。)	
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を被告とする者は、愛知県選挙管理委員会となります。)	

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4 (第4条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

- 開示請求のあった保有個人情報の内容
(行政文書の名称：)
- 開示しないこととした部分及びその理由
- 開示する保有個人情報の利用目的
- 開示の実施の方法等
 - 開示の実施の方法等
 - 開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで
(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
時間：
場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
 - 開示の実施に要する費用の額
写しの作成に要する費用 円
写しの送付に要する費用 円分
- 連絡先

電話	内線
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。	
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県に対してこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。(この訴訟において愛知県を被告とする者は、愛知県選挙管理委員会となります。)	
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を被告とする者は、愛知県選挙管理委員会となります。)	

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第5条関係）

決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しますので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)		
延長後の決定期間	年 月 年	月 月	日から 日まで
延長の理由			
連絡先	電話 内線		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり不開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)		
不開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
連絡先	電話	内線	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7 (第6条関係)

決定期間特例通知書 様 愛知県選挙管理委員会 印		第 年 月 日 号
年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。		
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。)	
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8 (第7条関係)

事案移送書 殿 愛知県選挙管理委員会 印		第 年 月 日 号
年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送します。		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
請求者氏名等	氏名： _____ 住所(居所)： _____ 連絡先： _____ (法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所(居所) _____)	
添付資料等		
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)	
連絡先	電話	内線

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する□にレ印を付すこと。

様式第9 (第7条関係)

意見照会書 様 愛知県選挙管理委員会 印		号 第 年 月 日
個人情報保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第1項の規定により通知します。 本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。		
開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	請求のあった保有個人情報の内容 (行政文書の名称)	
開示請求の年月日	移送をした日 年 月 日	
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	移送をした行政機関等(選挙管理委員会)の連絡先	電話 内線
意見書の提出先	移送を受けた行政機関等(決定等をする行政機関等)	電話 内線
個人情報保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	移送を受けた行政機関等の担当課等	電話 内線
	移送をした理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10 (第8条関係)

事案移送通知書 様 愛知県選挙管理委員会 印		号 第 年 月 日
個人情報保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第1項の規定により通知します。 本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。		
開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	請求のあった保有個人情報の内容 (行政文書の名称)	
開示請求の年月日	移送をした日 年 月 日	
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	移送をした行政機関等(選挙管理委員会)の連絡先	電話 内線
意見書の提出先	移送を受けた行政機関等(決定等をする行政機関等)	電話 内線
個人情報保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	移送を受けた行政機関等の担当課等	電話 内線
	移送をした理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11 (第8条関係)

開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

愛知県選挙管理委員会 印

開示に反対する意見書の提出
審査請求
開示に反対する意思の表示

有個人情報について、次のとおりその全部を開示することとしましたので、
個人情報保護に関する法律第86条第3項
個人情報保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第
3項の規定により通知します。

開示請求のあった保 有個人情報記録さ れている行政文書の 名称	年 月 日
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保 有個人情報に含まれ ているあなたに関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があった日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります）。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 個人情報保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

別紙

意見書

第 年 月 日

愛知県選挙管理委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

開示請求のあった保 有個人情報記録さ れている行政文書の 名称	
開示についての意見 (該当する番号を) ○で囲んでくだ さい。	1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。
	(1) 開示に反対する部分
開示に反対する場合 の意見	(2) 開示に反対する具体的理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13 (第12条関係)

(表)
保有個人情報訂正請求書

愛知県選挙管理委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称：)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証 健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)
- 個人番号カード
- 在留カード又は特別永住者証明書
- その他 ()
- 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限り。)を添付してください。

様式第12 (第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

愛知県選挙管理委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書等の日付及び文書番号	日付： 文書番号：
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の希望日> 年 月 日 時 分 午前 午後 2 写しの送付を希望する。 写しの作成に要する費用 同封する郵便切手等の額 円 円

注1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。
注2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する口にレ印を付けてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正の内容	訂正前 訂正後
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります)。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります)。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所(居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

次の欄は、記入する必要がありません。

連絡先	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求する場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要です。

3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16（第13条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第98条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
訂正をしないこととした理由	
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15（第13条関係）

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 年 月 日

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第98条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
訂正の内容	訂正前 訂正後
訂正をしないこととした部分及びその理由	
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17 (第14条関係)

決定期間特例通知書 様 愛知県選挙管理委員会 印		第 年 月 日 号
年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
個人情報の保護に関する法律第 条 (決定等 の期限の特例) の規定を適用する理由	年 月 日	
決定等をする期限	年 月 日	電話 内線
連絡先	電話 内線	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18 (第15条関係)

保有個人情報訂正実施通知書 様 愛知県選挙管理委員会 印		第 年 月 日 号
年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をいたしましたので、同法第97条の規定により通知します。		
訂正の実施をした保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
訂正請求者の氏名	年 月 日	
訂正請求の趣旨	訂正前 訂正後	
訂正の内容	年 月 日	電話 内線
訂正年月日	年 月 日	電話 内線
連絡先	電話 内線	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19 (第16条関係)

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所(居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

次の欄は、記入する必要がありません。

連絡先	
備考	

- 注 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 利用停止請求の趣旨欄は、法第98条第1項第1号を選択した場合は、該当する□にレ印を付けてください。
 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要です。
 4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付けてください。
 5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

保有個人情報利用停止請求書

愛知県選挙管理委員会 殿

氏名 _____
 郵便番号 _____
 住所(居所) _____
 電話番号 _____

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付:	
利用停止請求をする保有個人情報の内容	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称:)
※ 利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止
利用停止請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)
 個人番号カード
 在留カード又は特別永住者証明書
 その他()
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

様式第20 (第17条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、次のおおりの利用停止をすることに決定しましたので、個人情報保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第21 (第17条関係)

保有個人情報一部利用停止決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、次のおおりの一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第23（第20条関係）

審議会諮問通知書		号 第 年 月 日
様		愛知県選挙管理委員会 印
<p>年 月 日付けの審査請求については、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。</p>		
審査請求に係る保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
審査請求の内容		
諮問した日	年 月 日	
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第22（第17条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書		号 第 年 月 日
様		愛知県選挙管理委員会 印
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。</p>		
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
利用停止をしないこととした理由		
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。

愛知県選挙管理委員会告示第22号

愛知県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成12年愛知県選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

第10条第1項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項において同じ。）により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第10条第2項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

様式第2中「注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しくください。」を

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しくください。」様式第6を次のように改める。

に改める。

様式第6 (第6条関係)

決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
愛知県情報公開条例第13条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。) <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
連絡先	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8別紙中「対する」を「ついでに」に、

開示に反対する場合の反対の理由	
-----------------	--

を

開示に反対する場合の意見	(1) 開示に反対する部分 (2) 開示に反対する具体的理由
--------------	---------------------------------------

に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

愛知海区漁業調整委員会告示第2号

角建網漁業、つば網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

ただし、愛知県漁業調整規則（令和2年愛知県規則第71号）第45条の規定に基づき特別採捕の許可を受けた者が使用する漁具については、この限りでない。

令和5年3月24日

愛知海区漁業調整委員会会長 山下 三千男

- 1 指示の内容
漁具の網目は、15センチメートルにつき14節以下の大きな目合を使用しなければならない。
- 2 指示の有効期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

愛知海区漁業調整委員会告示第3号

愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

愛知海区漁業調整委員会会長 山下 三千男

愛知海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、愛知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1のとおりとする。

(開示請求書の様式)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、様式第2のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

第4条 法第82条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第76条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第3

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第4

2 法第82条第2項に規定する書面は、様式第5のとおりとする。

(決定期間延長通知書の様式)

第5条 法第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項に規定する書面は、様式第6のとおりとする。

(開示請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第6条 法第84条に規定する書面は、様式第7のとおりとする。

(事案の移送の様式)

第7条 法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送は、様式第8により行うものとする。

2 法第85条第1項及び第96条第1項に規定する書面は、様式第9のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知書等の様式)

第8条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第10のとおりとする。

2 法第86条第2項に規定する書面は、様式第10のとおりとする。

3 法第86条第3項(法第107条第1項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第11のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施)

第9条 法第87条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書(法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき1部とする。

2 法第87条第1項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、委員会は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法とする。

(1) 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

イ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第10条 令第26条第1項に規定する書面は、様式第12のとおりとする。

(費用の負担)

第11条 条例第4条第2項の県の機関等の規程で定めるものは、第9条第3項第2号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

(訂正請求書の様式)

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、様式第13のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第13条 法第93条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第90条第1項の規定による訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第14

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第15

2 法第93条第2項に規定する書面は、様式第16のとおりとする。

(訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第14条 法第95条及び第103条に規定する書面は、様式第17のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

第15条 法第97条に規定する書面(情報提供等記録(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第23条第1項及び第2項(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された同法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。)は、様式第18のとおりとする。

(利用停止請求書の様式)

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、様式第19のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第17条 法第101条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 法第98条第1項の規定による利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第20
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第21

2 法第101条第2項に規定する書面は、様式第22のとおりとする。

(口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報)

第18条 委員会は、条例第5条第1項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を愛知県公報に登載するものとする。

(口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類)

第19条 条例第5条第1項の規定による閲覧の求めをする者は、委員会に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類

(諮問の通知の様式)

第20条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、様式第23により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(愛知海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 愛知海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年愛知海区漁業調整委員会告示第2号)は、廃止する。

様式第1 (第2条関係) 個人情報ファイル簿 (表)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

(裏)

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニユアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

様式第2 (第3条関係)

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所(居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

次の欄は、記入する必要がありません。

連絡先
備考

- 注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であつて、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要である。
 3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付けてください。
 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対して限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

保有個人情報開示請求書

愛知海産漁業調整委員会 殿

氏名 _____
 郵便番号 _____
 住所(居所) _____
 電話番号 _____

年 月 日

※ 個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

1 本人	2 本人の法定代理人	3 本人の任意代理人
------	------------	------------

開示請求をする保有個人情報の内容

※ 開示の実施の方法等
 [この欄の記載は任意です。]

1 戸舎における開示の実施を希望する。
 閲覧
 写しの交付
 <実施の希望日> _____年 月 日

2 写しの送付を希望する。

(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)
 個人番号カード
 在留カード又は特別永住者証明書
 その他()
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

様式第4 (第4条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

愛知海区漁業調整委員会 印

様

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

- 1 開示請求のあった保有個人情報の内容
(行政文書の名称：)
- 2 開示しないこととした部分及びその理由
- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等
 - (1) 開示の実施の方法等
 - (2) 開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで
(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
時間：
場所：
 - (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
 - (4) 開示の実施に要する費用の額
写しの作成に要する費用 円
写しの送付に要する費用 郵便切手 円分
- 5 連絡先

電話	内線
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。	
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。)	
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。)	

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3 (第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

愛知海区漁業調整委員会 印

様

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

- 1 開示請求のあった保有個人情報の内容
(行政文書の名称：)
- 2 開示する保有個人情報の利用目的
- 3 開示の実施の方法等
 - (1) 開示の実施の方法等
 - (2) 開示を実施することができる日時及び場所
期間： 月 日から 月 日まで
(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
時間：
場所：
 - (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
 - (4) 開示の実施に要する費用の額
写しの作成に要する費用 円
写しの送付に要する費用 郵便切手 円分
- 4 連絡先

電話	内線
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。	
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。)	
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。)	

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6 (第5条関係)

決定期間延長通知書		号 第 年 月 日
様		愛知海区漁業調整委員会 印
<p>年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しますので通知します。</p>		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
延長後の決定期間	年 月 日 から	年 月 日まで
延長の理由		
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5 (第4条関係)

保有個人情報不開示決定通知書		号 第 年 月 日
様		愛知海区漁業調整委員会 印
<p>年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり不開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。</p>		
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
不開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由		
連絡先	電話	内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります)。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります)。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7 (第6条関係)

決定期間特例通知書 様 愛知海区漁業調整委員会 印		号 第 年 月 日
年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しますので通知します。		
開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条(開示決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。)	
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8 (第7条関係)

事案移送書 殿 愛知海区漁業調整委員会 印		号 第 年 月 日
年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送します。		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
請求者氏名等	氏名： 住所(居所)： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所(居所)	
添付資料等		
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)	
連絡先	電話	内線

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する□にレ印を付すこと。

様式第9 (第7条関係)

事 案 移 送 通 知 書 様 愛知海区漁業調整委員会 印		号 第 年 月 日
年 月 日 付 け で 請 求 の あ り ま し た 保 有 個 人 情 報 に つ い て は、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
移 送 を し た 日	年 月 日	
移送をした行政機関等 (海区漁業調整委員会) の連絡先	電 話	内 線
移送を受けた行政機関等 (決定等をする行政機関等)		
移送を受けた行政機関等の担当課等	電 話	内 線
移送をした理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第10 (第8条関係)

意 見 照 会 書 様 愛知海区漁業調整委員会 印		号 第 年 月 日
個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第 項の規定により通知します。 本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。		
開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	年 月 日	
開示請求の年月日	年 月 日	
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容		
意見書の提出先	電 話	内 線
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第11 (第8条関係)

開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

愛知海区漁業調整委員会 印

開示に反対する意見書の提出
 審査請求
 開示に反対する意思の表示

年 月 日 付け

有個人情報について、次のとおりその全部を開示することとしましたので、
 個人情報の保護に関する法律第86条第3項
 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第
 3項の規定により通知します。

開示請求のあった保 有個人情報記録さ れている行政文書の 名称	年 月 日
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保 有個人情報に含まれ ているあなたに関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったこと知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこと知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

別紙

意見書

愛知海区漁業調整委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日

開示請求のあった保 有個人情報記録さ れている行政文書の 名称	
開示についての意見 （該当する番号を ○で囲んでくだ さい。）	1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。
	(1) 開示に反対する部分
開示に反対する場合 の意見	(2) 開示に反対する具体的理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13 (第12条関係)

保有個人情報訂正請求書
(表)

愛知海区漁業調整委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称：)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード	
<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限り。) を添付してください。	

様式第12 (第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

愛知海区漁業調整委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書等の日付及び文書番号	日付： 文書番号：
開示請求に係る保有個人情報の内容	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の希望日> 年 月 日 時 午前 午後
開示の実施の方法	2 写しの送付を希望する。 写しの作成に要する費用 同封する郵便切手等の額 円 円

注1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。
注2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□にレ印を付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知海区漁業調整委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
訂正の内容	訂正前
	訂正後
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります)。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります)。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所(居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの) 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) その他()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) その他()

次の欄は、記入する必要がありません。

連絡先	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要である。

3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する口にレ印を付けてください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対して一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16 (第13条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知海区漁業調整委員会 印

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正をしないこととした理由	
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。)

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15 (第13条関係)

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知海区漁業調整委員会 印

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正の内容	訂正前 訂正後
訂正をしないこととした部分及びその理由	
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。)

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17 (第14条関係)

決定期間特例通知書 様 愛知海区漁業調整委員会 印		第 年 月 日 号
年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。		
請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
個人情報の保護に関する法律第 条 (決定等 の期限の特例) の規定を適用する理由		
決定等をする期限	年 月 日	
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18 (第15条関係)

保有個人情報訂正実施通知書 様 愛知海区漁業調整委員会 印		第 年 月 日 号
年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をいたしましたので、同法第97条の規定により通知します。		
訂正の実施をした保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
訂正請求者の氏名		
訂正請求の趣旨		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19 (第16条関係)

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所(居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

次の欄は、記入する必要がありません。

連絡先
備考

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 利用停止請求の趣旨欄は、法第98条第1項第1号を選択した場合は、該当する□にレ印を付してください。
 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であつて、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要である。
 4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
 5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

保有個人情報利用停止請求書

愛知海区漁業調整委員会 殿

氏名 _____
 郵便番号 _____
 住所(居所) _____
 電話番号 _____

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称:)
※ 利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止
利用停止請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)
 個人番号カード
 在留カード又は特別永住者証明書
 その他()
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

様式第20 (第17条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知海区漁業調整委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、次のおおりの利用停止をすることに決定しましたので、個人情報保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することでもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）。
 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第21 (第17条関係)

保有個人情報一部利用停止決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知海区漁業調整委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、次のおおりの一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することでもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）。
 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第23（第20条関係）

審議会諮問通知書		号 第 年 月 日
様		愛知海区漁業調整委員会 印
<p>年 月 日付けの審査請求については、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。</p>		
審査請求に係る保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
審査請求の内容		
諮問した日	年 月 日	
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第22（第17条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書		号 第 年 月 日
様		愛知海区漁業調整委員会 印
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。</p>		
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
利用停止をしないこととした理由		
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）。

愛知海区漁業調整委員会告示第4号

愛知海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成12年愛知海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

愛知海区漁業調整委員会会長 山下 三千男

第10条第1項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項において同じ。）により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第10条第2項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

様式第2中「注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しく下さい。」を

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知海区漁業調整委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）。

に改める。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知海区漁業調整委員会となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しく下さい。」様式第6を次のように改める。

様式第6（第6条関係）

決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

愛知海区漁業調整委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、愛知県情報公開条例第13条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
愛知県情報公開条例第13条（開示決定等の期限の特例）の規定を適用する理由	
残りの行政文書について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
連絡先	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8別紙中

開示に反対する場合の反対の理由	
-----------------	--

を

開示に反対する場合の意見	(1) 開示に反対する部分 (2) 開示に反対する具体的理由
--------------	---------------------------------------

に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

愛知県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、こい（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流等について、次のように指示する。

令和5年3月24日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 田村 憲二

1 指示の内容

- (1) 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、こいが次に掲げる要件の全てを満たしている場合でなければ、これを放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した場所において放流する場合及び区画漁業権に係る漁場において当該区画漁業権を有する者が放流する場合は、この限りでない。
 - ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。
 - イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するこいと水を介しての接点がないこと。
 - ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査又はLAMP法で陰性が確認されたこい群であること。
- (2) 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、その生死を問わず、こいを遺棄してはならない。

2 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

愛知県内水面漁場管理委員会告示第2号

令和5年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量を次のように定めた。

令和5年3月24日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 田村 憲二

免許番号	漁業協同組合名	放 流					人工ふ化放流		産 卵 場 造 成				
		あゆ	うなぎ	にじます	てながえび	あまご	あゆ	あまご	こい	ふな	うぐい	おいかわ	あまご
内共第1号	大入川	kg 970	kg 15	kg 350	kg	kg 220	万粒	万粒	箇所 1	箇所	箇所	箇所	箇所

内共第2号	大入川					10							
内共第3号	大入川					10							
内共第4号	振草川	700	27			150						1	
内共第5号	振草川	40	3			10						1	
内共第6号	下豊川 豊川上 寒狭川下 三輪川下	1,070	25		25	600		4	4	4		8	
内共第7号	三輪川下 宇連川	250	23			110		2	2			2	
内共第8号	寒狭川下	400	3			80		1	1			1	
内共第9号	寒狭川中部	750	10			150		1				2	2
内共第10号	寒狭川上流	780	30	40		410						1	2
内共第11号	名倉川	500	5	20		110		1	1	1			1
内共第12号	名倉川	380	5	10		80		1		1			1
内共第13号	名倉川	240	5	10		40		1	1				2
内共第14号	矢作川	1,100	35			65	3	1	1	1		2	
内共第15号	矢作川 岐阜県矢作川	730	55			20		2	2	1		1	
内共第16号	巴川	790	40	10		70		1	1	1		2	1
内共第17号	巴川	20				10						1	
内共第18号	三河湖			100				1	1	1		1	
内共第19号	岡崎市	190	20					1	1			1	
内共第20号	男川	700	15			25	1	1	1			2	1
内共第21号	油ヶ渕		12					1	1				
内共第22号	立田								1				
内共第23号	愛北 木曾川 木曾川長良川下流 日本ライン	2,320	160			140	3,000	4	4	3		3	
	計	11,930	488	540	25	1,710	3,600	4	24	22	13	29	10

愛知県内水面漁場管理委員会告示第3号

愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 田村 憲二

愛知県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、愛知県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第1のとおりとする。

(開示請求書の様式)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、様式第2のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

第4条 法第82条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式の

とおりとする。

(1) 法第76条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第3

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第4

2 法第82条第2項に規定する書面は、様式第5のとおりとする。

（決定期間延長通知書の様式）

第5条 法第83条第2項、第94条第2項及び第102条第2項に規定する書面は、様式第6のとおりとする。

（開示請求に係る決定期間特例通知書の様式）

第6条 法第84条に規定する書面は、様式第7のとおりとする。

（事案の移送の様式）

第7条 法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送は、様式第8により行うものとする。

2 法第85条第1項及び第96条第1項に規定する書面は、様式第9のとおりとする。

（第三者に対する意見照会における通知書等の様式）

第8条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第10のとおりとする。

2 法第86条第2項に規定する書面は、様式第10のとおりとする。

3 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、様式第11のとおりとする。

（保有個人情報の開示の実施）

第9条 法第87条第1項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書（法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき1部とする。

2 法第87条第1項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、委員会は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法とする。

(1) 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

イ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

（開示の実施方法等申出書の様式）

第10条 令第26条第1項に規定する書面は、様式第12のとおりとする。

（費用の負担）

第11条 条例第4条第2項の県の機関等の規程で定めるものは、第9条第3項第2号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

（訂正請求書の様式）

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、様式第13のとおりとする。

（訂正決定通知書等の様式）

第13条 法第93条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 法第90条第1項の規定による訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第14

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第15

2 法第93条第2項に規定する書面は、様式第16のとおりとする。

（訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式）

第14条 法第95条及び第103条に規定する書面は、様式第17のとおりとする。

（訂正実施通知書の様式）

第15条 法第97条に規定する書面（情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）の訂正を実施した旨を通知する場合に係るものを除く。）は、様式第18のとおりとする。

（利用停止請求書の様式）

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、様式第19のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第17条 法第101条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 法第98条第1項の規定による利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第20
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第21

2 法第101条第2項に規定する書面は、様式第22のとおりとする。

(口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報)

第18条 委員会は、条例第5条第1項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を愛知県公報に登載するものとする。

(口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類)

第19条 条例第5条第1項の規定による閲覧の求めをする者は、委員会に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類

(諮問の通知の様式)

第20条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、様式第23により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(愛知県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 愛知県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年愛知県内水面漁場管理委員会告示第3号)は、廃止する。

様式第1 (第2条関係) 個人情報ファイル簿 (表)

個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		□法第60条第2項第2号 (マニキュアル処理ファイル)
	□有	□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	□該当	□非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)		
	(所在地)		
作成された行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)		
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)		
	(所在地)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			
	備考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	□含む □含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

様式第2 (第3条関係)

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所 (居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

次の欄は、記入する必要がありません。

連絡	
先考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
注2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であつて、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必須です。
注3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
注4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に對しに限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

愛知県内水面漁場管理委員会 殿

氏 名 _____
郵便番号 _____
住所 (居所) _____
電話番号 _____

個人情報保護の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
開示請求をする保有個人情報の内容	
※ 開示の実施の方法等 [この欄の記載は任意です。]	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> <実施の希望日> 年 月 日 2 写しの送付を希望する。

(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)
 個人番号カード
 在留カード又は特別永住者証明書
 その他 ()
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

様式第3 (第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

- 開示請求のあった保有個人情報の内容
(行政文書の名称：)
- 開示する保有個人情報の利用目的
- 開示の実施の方法等
 - 開示の実施する方法等
 - 開示を実施することができるときの日時及び場所
期間： 月 日から 日まで
(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：
場所：
 - 写しの送付を希望する場合の準備日数
 - 開示の実施に要する費用の額
写しの作成に要する費用 円
写しの送付に要する費用 郵便切手 円分
- 連絡先

電話	内線
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。	
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を被告とする者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります)。	
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を被告とする者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります)。	

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4 (第4条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

- 開示請求のあった保有個人情報の内容
(行政文書の名称：)
- 開示しないこととした部分及びその理由
- 開示する保有個人情報の利用目的
- 開示の実施の方法等
 - 開示の実施の方法等
 - 開示を実施することができるときの日時及び場所
期間： 月 日から 日まで
(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：
場所：
 - 写しの送付を希望する場合の準備日数
 - 開示の実施に要する費用の額
写しの作成に要する費用 円
写しの送付に要する費用 郵便切手 円分
- 連絡先

電話	内線
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。	
2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を被告とする者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります)。	
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を被告とする者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります)。	

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6 (第5条関係)

決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)		
延長後の決定期間	年 月 年	月 日	日から 日まで
延長の理由			
連絡先	電話 内線		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5 (第4条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり不開示しないことに決定しましたので、個人情報保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)		
不開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
連絡先	電話	内線	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があった日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。)
 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第9 (第7条関係)

意見照会書 様 愛知県内水面漁場管理委員会 印		第 年 月 日 号
個人情報保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第 項の規定により通知します。 本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。		
開示請求のあった保有個人情報の名称	開示請求の年月日	年 月 日 電話 内線
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	開示請求の年月日	
意見書の提出先	年 月 日	電話 内線
個人情報保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	年 月 日	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10 (第8条関係)

事案移送通知書 様 愛知県内水面漁場管理委員会 印		第 年 月 日 号
個人情報保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第 項の規定により通知します。 本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。		
請求のあった保有個人情報の内容	請求のあった日	年 月 日 電話 内線
移送をした日	請求のあった日	
移送をした行政機関等(内水面漁場管理委員会)の連絡先	年 月 日	電話 内線
移送を受けた行政機関等(決定等をする行政機関等)	年 月 日	電話 内線
移送を受けた行政機関等の担当課等	年 月 日	電話 内線
移送をした理由	年 月 日	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙

様式第11 (第8条関係)

開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

開示に反対する意見書の提出
審査請求
開示に反対する意思の表示

年 月 日付けで

有個人情報について、次のとおりその全部を公開することとしましたので、個人情報保護に関する法律第86条第3項、個人情報保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名	年 月 日
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

意見書

第 年 月 日

愛知県内水面漁場管理委員会 殿

氏 名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名	
開示についての意見 (該当する番号を) ○で囲んでください。	1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。
	(1) 開示に反対する部分
開示に反対する場合の意見	(2) 開示に反対する具体的理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第13 (第12条関係)

(表)
保有個人情報訂正請求書

愛知県内水面漁場管理委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称：)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード	
<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等 (請求日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付してください。	

様式第12 (第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

愛知県内水面漁場管理委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書等の日付及び文書番号	日付： 文書番号：
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の実施の方法	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の希望日> 年 月 日 午前 午後 2 写しの送付を希望する。 写しの作成に要する費用 同封する郵便切手等の額 円 円

注 1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する口にレ印を付けてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正の内容	訂正前
	訂正後
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります)。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります)。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所(居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

次の欄は、記入する必要がありません。

連絡先	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求である場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要です。

3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16 (第13条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第98条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正をしないこととした理由	
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。)

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15 (第13条関係)

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第98条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正の内容	訂正前 訂正後
訂正をしないこととした部分及びその理由	
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。)

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17 (第14条関係)

決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
個人情報の保護に関する法律第 条 (決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	
決定等をする期限	年 月 日
連絡先	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18 (第15条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をいたしましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
訂正請求者の氏名	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容	訂正前
	訂正後
訂正年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19 (第16条関係)

(裏)

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所(居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他()

次の欄は、記入する必要がありません。

連絡先
備考

- 注 1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 利用停止請求の趣旨欄は、法第98条第1項第1号を選択した場合は、該当する□にレ印を付してください。
 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付による請求をする場合であつて、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等)が必要である。
 4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
 5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

保有個人情報利用停止請求書

愛知県内水面漁場管理委員会 殿

氏名 _____
 郵便番号 _____
 住所(居所) _____
 電話番号 _____

年 月 日 年 月 日

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号: 決定通知書の日付: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称:)
※ 利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止
利用停止請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)
- 個人番号カード
- 在留カード又は特別永住者証明書
- その他()
- 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

様式第20（第17条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、個人情報保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第21（第17条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書

号
第 年 月 日

様

愛知県内水面漁場管理委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
連絡先	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第23（第20条関係）

審議会 諮問 通知書		号 第 年 月 日
様		愛知県内水面漁場管理委員会 印
<p>年 月 日付けの審査請求については、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。</p>		
審査請求に係る保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
審査請求の内容		
諮問した日	年 月 日	
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第22（第17条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書		号 第 年 月 日
様		愛知県内水面漁場管理委員会 印
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。</p>		
利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
利用停止をしないこととした理由		
連絡先	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。

愛知県内水面漁場管理委員会告示第4号

愛知県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成12年愛知県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 田村 憲二

第10条第1項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項において同じ。）により行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

第10条第2項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
- (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

様式第2中「注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しくください。」を

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県内水面漁場管理委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。

に改める。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県内水面漁場管理委員会となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しくください。」様式第6を次のように改める。

様式第8別紙中

開示に反対する場合の反対の理由	
-----------------	--

を

開示に反対する場合の意見	(1) 開示に反対する部分 (2) 開示に反対する具体的理由
--------------	---------------------------------------

に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定に基づき県が行う次の土地改良事業の工事は完了した。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

地 区 名	事 業 名	完了年月日
下ノ池地区	防災ダム事業	令和5.3.13

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 組合の名称
知多新南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
知多市新知字大橋10-1
- 3 設立認可の年月日
平成31年4月16日
- 4 変更認可の年月日
令和5年3月24日
- 5 変更の内容
事業施行期間
変更前 平成31年4月16日から令和8年3月31日まで
変更後 平成31年4月16日から令和10年3月31日まで

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、東郷和合知々釜土地区画整理組

合の解散を認可した。
令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和5年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
3西建 44-30	令和 3.9.16	シンポ株式会社 代表取締役 安藤 紀彦	名古屋市名東区若葉台110	みよし市明知町八和田山3-10 ほか20筆
4尾建 96-83	4.7.29	タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕	東京都西東京市東伏見三丁目6-19	清須市土器野北中野258-1ほか 2筆の各一部
4尾建 96-91	4.8.9	横手 大地	北名古屋市九之坪下葎田104	北名古屋市中之郷栗島103
4尾建 96-105	4.9.2	光成 美鈴	日進市北新町相野山1378	日進市北新町相野山1380-1
4尾建 96-143	4.10.25	井上 剛	群馬県太田市飯塚町790-1	北名古屋市鍛冶ケ一色拳78-1
4尾建 96-178	4.12.7	遠藤 憲治	清須市須ヶ口駅前一丁目1	清須市春日樋21
4西建 44-40	5.2.3	出口 伸弘	みよし市明知町宝栄50-3	みよし市明知町宝栄50-1ほか 2筆